

武豊町議会議長 石川 よしはる 殿
武豊町議会議員 櫻井 雅美
一 般 質 問 の 通 告 に つ い て
令和7年第4回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質 問 事 項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
1. 指定管理者制度の適切な運用と公共施設の有効活用について	【趣旨説明】 武豊町では、公の施設の管理運営を民間事業者に委ねる指定管理者制度を導入し、施設の効率的な管理と住民サービスの向上を図っておられます。町が公表されている「指定管理者制度について」や「指定管理者制度導入施設一覧」を拝見し、制度の透明性と適正な運用への努力を認識しています。 しかし、指定管理者制度は、その運用の仕方によっては、町の財政負担、住民サービスの質、そして施設の持つ公共性といった側面に大きく影響を及ぼす可能性があります。特に、多様な公共施設において、それぞれの特性に応じた評価、契約、そして地域住民の利用実態に合わせた柔軟な対応が求められます。 そこで本質問では、武豊町における指定管理者制度の運用実態について、より一層の透明性と公平性を確保し、住民福祉の向上と公共施設の最大限の活用を図るため、以下の点から町の考え方と今後の取り組みについて伺います。 【質問事項】 ① 指定管理者選定における評価基準点が、施設で異なることの具体的な根拠、およびその設定がどのように施設の特性や運営目標と関連付けられているのかお聞かせください。 ② 選定時の評価基準と、その後の運営状況を評価する際の評価項目や指標との間に、どのような整合性を持たせているのでしょうか。また、評価結果はどのように次期選定プロセスに反映されているのかご説明ください。 ③ 随意契約を行う場合の予算根拠として、どのような社会的視点を考慮し、どのようにそれが予算に反映されているのかお聞かせください。 ④ 一般的に、指定管理者制度においては、使用料を管理者の収入とし、その中から管理経費を賄う「利用料金制」が主流であり、これにより管理者の経営努力を促す側面があります。スポーツ施設において、使用料が町の収入となるのはなぜでしょうか。その理由と、指定管理者の経営努力をどのように評価・促進しているのかお聞かせください。 ⑤ 使用料の見直しを行う際には、指定管理者の契約期間を十分に加味し、安定的な事業運営が可能なように配慮すべきと考えますが、本町の現状と今後の見直し方針についてお聞かせください。 ⑥ 指定管理者制度の運用や施設の仕様は、市民団体の活動推進という公共施設の設置目的に対して、十分に整合性が図られているとお考えですか。 ⑦ 減免制度について過去に「使用料改定推進委員会で減免制度を見直していく」という答弁があったが、どのように見直しがされるのか、「真の公益性」の定義を明確に説明してください。

2. 子どもの尊厳を守るための体罰根絶に向けた武豊町の取り組みについて	【趣旨説明】 近年、学校現場における体罰問題は、子どもの人権を侵害し、心身に深い傷を残す深刻な問題として社会的に認識されています。文部科学省も「児童生徒理解に基づいた指導の徹底について」の中で、体罰の禁止を明確に示し、教職員への指導徹底を求めています。 本町においても、全ての子どもたちが安心して学び、成長できる教育環境を保障することは、私たちの責務であると考えます。万が一、体罰事案が発生した場合、子どもたちの尊厳を守り、再発を防止するためには、迅速かつ公正な対応が不可欠です。 そこで本質問では、武豊町における体罰根絶に向けた具体的な取り組みについて、子どもたちが安心して過ごせる学校づくりを推進するため、以下の点から町の考え方と今後の対策を伺います。 【質問事項】 ① 本町には町に不利益な相談をする窓口がありません。児童生徒の立場を守るスクールロイヤーの導入についてどのように考えていますか。 ② 体罰事案発生時に設置される第三者委員会について、その設置基準、権限、構成員等を明確にするための条例制定を検討するお考えはありますでしょうか。 ③ 体罰を行った教員に対する処罰の考え方、および具体的な処分基準について、どのように定めているのか、また、その運用状況についてお聞かせください。 ④ 体罰の被害を受けた児童生徒に対し、具体的にどのような支援体制を構築しているのでしょうか。カウンセリング体制、学習支援、転校の選択肢など、具体的な支援内容についてお聞かせください。 ⑤ 教育委員会として、教職員に対し、体罰の定義、体罰が子どもの心身に与える影響、体罰に代わる指導方法などについて、どのような指導や研修を定期的実施しているのでしょうか。また、その効果測定や改善策についても併せてお聞かせください。
--	---